



接続約款変更認可申請書

東相制第16-00082号
平成29年2月2日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ


住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら

代表取締役社長 山村 

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成29年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、<u>データ伝送機能</u>、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、<u>データ伝送機能</u>、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</u></p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)</u>及び<u>データ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、</u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。))を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</u></p>	<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</u></p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)</u>及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。))を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</u></p>

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

4～5 (略)

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄、第 4 欄(イ)①欄又は第 8 欄) に限ります。) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30) (略)

(31) 当社が、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 8 欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備 (以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。) の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

4～5 (略)

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 4 欄(イ)①欄) に限ります。) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30) (略)

(31) 削除

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス又はデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄若しくは第8欄、2-1の2、2-6又は2-6の2に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～シ (略) ス 2（料金額）2-1-1-1第8欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 セ 2（料金額）2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。 ソ～ネ (略)
(8)-2～(12) (略)	(略)
(12)-2 端末回線伝送機能及びデータ伝送機能の組み合わせ	端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能については、データ伝送サービスに準じて該当する機能を組み合わせて適用します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄、2-1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～シ (略) ス 削除 セ 削除 ソ～ネ (略)
(8)-2～(12) (略)	(略)
(12)-2 削除	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額			
区分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①D欄に規定する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額		
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額		
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②D欄に規定する料金額		

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額			
区分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額		

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③D欄に規定する料金額	
エ 2	芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,930円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,484円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,930円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,484円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	
エ 2	芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,518円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,518円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		(ウ) (7)(イ) 以外 のもの	① 平成28年4月1日か ら平成29年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	6,108円	
			② 平成29年4月1日か ら平成30年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	5,649円	
			③ 平成30年4月1日か ら平成31年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
			④ 平成31年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接 続箇 所)第 1項 の表 中第 2- 3欄 で接 続す る場 合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,376円		
		(イ) 保守の区別 がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,376円		

		(ウ) (7)(イ) 以外 のもの	① 平成29年4月1日か ら平成30年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	5,684円	
			② 平成30年4月1日か ら平成31年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
			③ 平成31年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接 続箇 所)第 1項 の表 中第 2- 3欄 で接 続す る場 合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,512円		
		(イ) 保守の区別 がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,512円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ①②以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,824円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号 光信号	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ①②以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)

				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円			
		B	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円			
		C	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		D	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円			
		B	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円			
		C	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		D	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	③ ①②以外のもの	A	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円			

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円			
		B	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		C	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円			
		B	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		C	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	③ ①②以外のもの	A	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円			

				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,824円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,675円			
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,474円			
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,368円			
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,036円			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,675円			
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,474円			

				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円			
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円			
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円			
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円			

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,368円</u>	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,036円</u>	
			① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,750円</u>	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,543円</u>	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,434円</u>	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,092円</u>	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,035円</u>	
			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,560円</u>	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,433円</u>	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,091円</u>	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,043円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,166円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,629円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,092円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	17,422円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,885円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	20,348円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,811円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	23,274円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	24,737円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	26,200円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,663円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	29,126円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	30,589円		

(8) 削除				
--------	--	--	--	--

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額			
区 分		単 位	料金額	備考			
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,172円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
				(イ) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額			
区 分		単 位	料金額	備考			
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,146円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
				(イ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ) 平成31 年4月1 日以降に 適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) <u>平成28</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成29年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	1回線 ごとに	2,172円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる502円のうち、491円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。		
			(イ) <u>平成29</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成30年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
					1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる580円のうち、568円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
					(ウ) <u>平成30</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成31年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) <u>平成29</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成30年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	1回線 ごとに	2,146円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる580円のうち、568円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。		
			(イ) <u>平成30</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成31年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
					1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる513円のうち、503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
					(ウ) <u>平成31</u> <u>年4月1</u> <u>日以降に</u> <u>適用する</u> <u>料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③ 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,233円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,207円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分		単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)③欄に規定する料金額
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)④欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	イ 1 芯式のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	198円
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	193円
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	396円
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	386円
			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			(エ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分		単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)③欄に規定する料金額
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごと	194円
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)
			(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	388円
	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)	
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)	

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	405円	94円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	405円	94円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	417円	97円
	(イ) 当 社 の 光 屋 内 配 線 (主 と し て 一 戸 建 て の 建 物 に 設 置 さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す。) を 利 用 し な い も の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	412円	94円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	412円	94円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	424円	97円
		② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 収容キャ ビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているもの	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	404円	94円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	404円	94円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	416円	97円

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	421円	98円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	421円	98円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	434円	101円
	(イ) 当 社 の 光 屋 内 配 線 (主 と し て 一 戸 建 て の 建 物 に 設 置 さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す。) を 利 用 し な い も の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	428円	98円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	428円	98円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	441円	101円
		② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 収容キャ ビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているもの	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	421円	98円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	421円	98円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	434円	101円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,675円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,474円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,368円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,036円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,675円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,474円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,368円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,036円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,750円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,543円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,490円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,367円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,490円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,367円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,560円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,433円

			③ 平成30年4月1日 から平成31年3月31日 まで適用する料金	1 光信号 主端末回線ごとに	<u>2,434円</u>	
			④ 平成31年4月1日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回線ごとに	<u>2,092円</u>	

			③ 平成31年4月1日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回線ごとに	<u>2,091円</u>	
--	--	--	--------------------------	-------------------	---------------	--

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,172円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,172円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 502円のうち、491円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 31年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2. 233円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、517円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち505円にの み消費税相当額を加算 するものとします。
		(4) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2. 207円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(4) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 31年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、361円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 361円のうち、353円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(62) (略)	(略)
(63) <u>故障情報等提供機能</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能</u>

第2 手続費

2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)
(10) <u>故障情報等提供に係る登録手続費</u>	<u>1件ごとに</u>	_____

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.00%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(62) (略)	(略)
(63) <u>削除</u>	_____

第2 手続費

2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)
(10) <u>削除</u>	_____	_____

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年8月2日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄オ欄及び2-1-1-2第1欄工欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。また、当社は、以下の料金表（(1)-1端末回線伝送機能（基本料）及び(1)-2端末回線伝送機能（加算料）に限ります。）に規定する網使用料（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(1)-1 端末回線伝送機能（基本料）

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	4芯式のもの	ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,216円	
		イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	11,297円	
		ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	10,819円	
		エ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	9,373円	

(1)-2 端末回線伝送機能（加算料）

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	792円	
		イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	772円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

この改正規定は、平成22年8月2日から実施します。

	ウ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに	768円	
	エ 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに	732円	

(2)-1 通信路設定伝送機能 (基本料)

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,939,837円	1,929,727円	――	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,807,337円	1,797,227円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	2,516,476円		2,502,881円
				デュアルクラスのもの	2,383,976円		2,370,381円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	6,355,446円		6,318,671円
				デュアルクラスのもの	6,222,946円		6,186,171円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	265,000円	――	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	132,500円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	27,190円		265,000円
				デュアルクラスのもの	27,190円		132,500円

能	並びに伝送を行う機能		599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	73,550円	265,000円	
				デュアルクラスのもの	73,550円	132,500円	

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。ただし、平成 29 年 4 月 1 日を超えて認可を受けた場合は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額（第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 8 欄を除きます。）、別表 4 の違約金の額及び第 2 項の料金額については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

(端末回線伝送機能に係る経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 8 欄に係るものに限ります。）に係る第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 3 項、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 29 号及び第 31 号、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）第 7 欄、第 8 欄ス欄及びセ欄、第 12-2 欄、第 2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 63 欄、第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-2（2-1 以外の手続費）第 10 欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第 31 欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1 以外の手続費）第 10 欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

		区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-2 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限り、及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,964円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,574円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,614円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	20,824円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	22,864円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	25,074円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,114円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	29,324円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	31,364円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	33,574円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	35,614円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	37,824円	
39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	40,034円			

※二重下線部は、平成 29 年 2 月 2 日東相制第 16-00080 号にて認可申請中の内容です。

		<u>42Mbit/s の符号伝送が可能なもの</u>	<u>1 回線ごとに</u>	<u>42,074円</u>	
--	--	-----------------------------	----------------	----------------	--

網使用料算定根拠

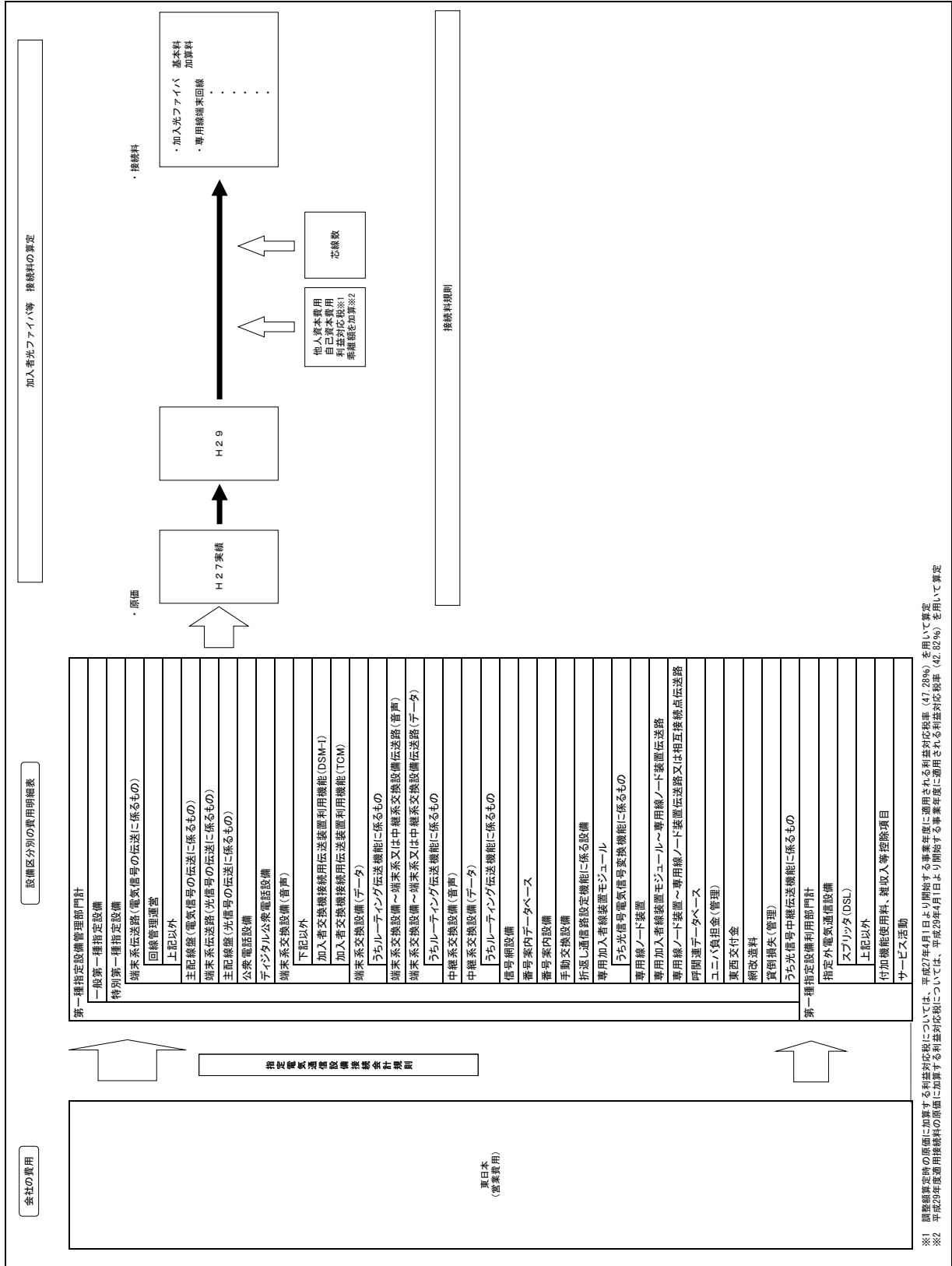
加入光ファイバ

<東日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	19
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	20
V. 資本構成比率の算定	21
VI. 他人資本利率の算定	22
VII. 自己資本利益率の算定	23
VIII. 利益対応税率の算定	24
IX. 料金設定に使用した回線数	26
X. 料金設定に使用した保守換算係数	29
X I. 料金設定に使用した貸倒率	31
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	32
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	33
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	34
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	35
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	36
2. 設備区別固定資産明細表	37
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	39
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	40

I. 算定手順



※1 調整額算定時の原価に加算する利益対価額については、平成27年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対価率(47.28%)を用いて算定
 ※2 平成28年度当用接続料の原価に加算する利益対価率については、平成28年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対価率(42.82%)を用いて算定

II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門				指定設備利用部門				①+③		備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				付加機能使用料、雑収入控除項目							
	① 右記 以外	② 分岐引込線 (光室内配線 含む)	局外スプリ ンク	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	③ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	左記以外	①+③	①+③				
①指定設備管理運営費	144,291	108,093	34,624	1,574	3,005	2,985	254,156	4,939	249,217	113,032	112,278	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1,715	1,691	3	20	35	35	50	0	50	1,692	1,692	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	31,403	30,978	63	362	638	638	914	8	907	30,985	30,982	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	14,992	14,789	30	173	305	305	436	4	433	14,792	14,791	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	192,401	155,551	34,720	2,129	3,983	3,963	255,556	4,951	250,607	160,501	159,743	①+②+③+④
⑥正味固定資産	786,014	776,948	0	9,066	15,951	15,951	0	0	0	776,948	776,948	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	786	777	0	9	16	16	0	0	0	777	777	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,445	6,371	0	74	131	131	0	0	0	6,371	6,371	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,587	4,913	1,614	60	154	152	23,292	192	23,099	5,106	5,011	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	799,832	789,099	1,614	9,209	16,252	16,250	23,292	192	23,099	789,202	789,107	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,898	44,290	91	517	912	912	1,307	11	1,297	44,301	44,296	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	19,610	17,050	2,474	87	270	270	9,316	0	9,316	17,050	17,050	
⑬減価償却費	68,910	49,383	18,551	976	1,479	1,479	56,343	1,363	54,980	50,746	50,747	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,074	2,355	685	34	21	21	2,165	2,037	128	4,392	4,392	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.4	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成27年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,931	①÷②
④他人資本費用(円)	55	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	1,001	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	478	(⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	4,465	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	372	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	186	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	3,712	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービスの回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	8,286	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,431	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				指定設備利用部門				①+③		備考	
	右記以外	分岐引込線 (光室内配線 含む)	局外スプリ ンク	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	③ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	左記以外	①+③	①+③				
	①指定設備管理運営費	144,291	94,190	93,525	48,527	1,574						
②他人資本費用	1,715	1,690	1,690	5	20						⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	31,403	30,952	30,949	89	362						⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	14,992	14,776	14,775	42	173						(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率	
⑤合計	192,401	141,608	140,939	48,663	2,129						①+②+③+④	
⑥正味固定資産	786,014	776,948	776,948	0	9,066						776,948	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	786	777	777	0	9						777	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,445	6,371	6,371	0	74						6,371	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,587	4,265	4,182	2,262	60						5,011	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	799,832	788,361	788,278	2,262	9,209						789,107	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,898	44,254	44,249	127	517						44,296	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	19,610	16,056	16,056	3,467	87						17,050	
⑬減価償却費	68,910	41,934	41,934	26,000	976						50,746	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,074	2,080	2,080	961	34						4,392	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外	主線束回線 に係る引込線 (光屋内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)			
					タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外			
①指定設備管理運営費	144,291	100,657	99,964	42,060	1,574	3,005	2,985	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1,715	1,691	1,690	4	20	35	35	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	31,403	30,964	30,961	77	362	638	638	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	14,992	14,782	14,781	37	173	305	305	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	192,401	148,094	147,396	42,178	2,129	3,983	3,963	①+②+③+④
⑥正味固定資産	786,014	776,948	776,948	0	9,066	15,951	15,951	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	786	777	777	0	9	16	16	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,445	6,371	6,371	0	74	131	131	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,587	4,567	4,480	1,961	60	154	152	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	799,832	788,663	788,576	1,961	9,209	16,252	16,250	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,898	44,271	44,266	110	517	912	912	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	19,610	16,518	16,518	3,005	87	270	270	
⑬減価償却費	68,910	45,399	45,399	22,535	976	1,479	1,479	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,074	2,208	2,208	833	34	21	21	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	147,396	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	3,963	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	151,359	①+②

c. 平成27年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	4,204	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のcの①-平成26年度~28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のエのc(平成27年度)
②主配線盤	▲456	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のcの⑧
③合計	3,748	①+②

d. 原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	151,600	bの①+cの①
②主配線盤	3,507	bの②+cの②
③合計	155,107	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成29年度	備考	
①光信号端末回線	1,617	平成27年度における実績の稼働芯線数	
	②負担金なし		1,583
	③負担金あり		35
④光信号主端末回線	2,129		
⑤加入者回線	3,747		
⑥主配線盤	3,748		

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考	
①光信号端末回線	62,617	②+③	
	②負担金なし	61,349	aの②×3,230円×12ヶ月
	③負担金あり	1,268	aの③×3,060円×12ヶ月
④光信号主端末回線	71,498	aの④×2,798円×12ヶ月	
⑤加入者回線	134,115	①+④	
⑥主配線盤	2,788	aの⑥×62円×12ヶ月	
⑦合計	136,903	⑤+⑥	

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	17,485	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	719	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	18,204	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	147,396	(1)のbの①
②光信号主端末回線	140,939	ア-2の光信号主端末回線の(1)の⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	6,457	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	4.38%	③÷①

b. 光信号端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	159,743	ア-1の光信号端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	151,457	①-③
③加算料相当コスト	8,286	ア-1の光信号端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	5.19%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考	
①加入者回線	17,485	(3)の①	
②光信号主端末回線	16,719	①-⑤	
	③下記以外	15,851	②-④
	④加算料相当コスト	868	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	766	①×aの④	
⑥下記以外	726	⑤-⑦	
⑦加算料相当コスト	40	⑤×bの④	
⑧主配線盤	719	(3)の②	
⑨合計	18,204	①+⑧	

(5) 乖離額単金の算定

a. 平成27年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:百万円)

区分	平成27年度 (見込値)	備考
①加入者回線	16,647	平成28年度～平成31年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のc(平成27年度)より
②光信号主端末回線	15,918	
③下記以外	15,092	
④加算料相当コスト	826	
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	729	
⑥下記以外	691	
⑦加算料相当コスト	38	
⑧支配線盤	732	
⑨合計	17,379	

b. 平成27年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値との差額(H29年度適用網使用料に加算する乖離額)の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	838	(4)のc-aより
②光信号主端末回線	801	
③下記以外	759	
④加算料相当コスト	42	
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	37	
⑥下記以外	35	
⑦加算料相当コスト	2	
⑧支配線盤	▲13	
⑨合計	825	

c. 平成29年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成29年度	備考
①光信号端末回線	1,698	平成28年度～平成31年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
②加入者回線に占める割合	42.28%	
③負担金なし	1,668	
④負担金あり	30	
⑤光信号主端末回線	2,318	
⑥加入者回線に占める割合	57.72%	
⑦加入者回線	4,016	
⑧支配線盤	4,017	平成28年度～平成31年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

d. 平成29年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	376	②+③
②下記以外	356	bの③×cの②+bの⑥
③加算料相当コスト	20	bの④×cの②+bの⑦
④光信号主端末回線	462	⑤+⑥
⑤下記以外	438	bの③×cの⑥
⑥加算料相当コスト	24	bの④×cの⑥
⑦支配線盤	▲13	bの⑧
⑧合計	825	①+④+⑦

e. 平成29年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	18	②+③
②下記以外	17	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	1	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	17	⑤+⑥
⑤下記以外	16	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	1	dの⑥÷cの⑤÷12ヶ月
⑦支配線盤	0	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①端末回線	2,742	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成29年度)より
②乖離額	17	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	2,759	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①加算料	193	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのbの③(平成29年度)より
②乖離額	1	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	194	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①主配線盤	81	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのcの③(平成29年度)より
②乖離額	0	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	81	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①端末回線	2,242	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのdの③(平成29年度)より
②乖離額	16	イの(5)のeの⑤+イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	2,258	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①加算料	157	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのeの③(平成29年度)より
②乖離額	1	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	158	①+②

(1)原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線							
	207,619	178,156	170,258	(再掲) 試験交付 6,268	(再掲) 上部区間 67,423	(再掲) 土木設備 33,486	(再掲) 下部区間 102,835	
①指定設備管理運営費	207,619	178,156	170,258	6,268	67,423	33,486	102,835	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	1,467	1,428	1,343	2	823	612	520	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	26,868	26,148	24,588	42	15,069	11,215	9,520	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	12,827	12,483	11,738	20	7,194	5,354	4,545	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	248,781	218,215	207,927	6,332	90,509	50,667	117,420	①+②+③+④

⑥正味固定資産	660,165	645,236	606,379	301	375,397	281,491	230,983	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	660	645	606	0	375	281	231	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,413	5,291	4,972	2	3,078	2,308	1,894	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	18,102	14,824	14,314	777	4,951	1,578	9,364	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	684,340	665,996	626,271	1,080	383,801	285,658	242,472	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	38,415	37,385	35,155	61	21,544	16,035	13,611	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	20,797	20,597	19,230	10	11,905	8,927	7,325	
⑬減価償却費	38,782	35,793	33,523	37	14,542	10,905	18,980	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	3,224	3,173	2,993	8	1,371	1,028	1,622	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	OCU			加入者収容装置 (ATMデータ 伝送)	
	光	メタル			
①指定設備管理運営費	1,136	341	795	170	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	6	2	4	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	112	34	78	12	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	53	16	37	6	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	1,307	393	914	189	①+②+③+④

⑥正味固定資産	2,736	827	1,909	296	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	3	1	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	22	7	16	2	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	83	25	58	16	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	2,844	860	1,985	314	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	160	48	111	18	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	39	11	28	5	
⑬減価償却費	407	121	286	33	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	25	7	18	1	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			備考
	回線管理運営			
	電話等・ラインシェアリング・ドライ カット・光ファイバ		DB管理および料金計算	
	電話等			
①指定設備管理運営費	28,156	27,146	6,772	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	33	32	5	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	596	578	83	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	285	276	40	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	29,070	28,032	6,900	①+②+③+④

⑥正味固定資産	11,897	11,550	1,296	参考2. 設備区分別の固定資産明細表より
⑦投資等	12	12	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	98	95	11	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,178	3,062	818	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	15,185	14,719	2,126	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	852	826	119	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	156	152	36	
⑬減価償却費	2,549	2,476	189	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	24	24	3	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考	
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカット・光ファイバ					
	DB管理および料金計算					
①指定設備管理運営費	相互接続回線				17,833	参考1. 設備区分別の費用明細表より
	ライン シェアリング	ドライカット	光ファイバ	DSLファイル運用に 係る開発費用		
①指定設備管理運営費	393	850	1,240	58	17,833	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	1	2	0	24	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11	17	33	0	434	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	5	8	16	0	207	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	410	876	1,291	58	18,498	①+②+③+④

⑥正味固定資産	224	323	693	0	9,015	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	9	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2	3	6	0	74	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	45	100	142	7	1,950	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	271	426	842	7	11,048	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	15	24	47	0	620	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	5	8	17	0	86	
⑬減価償却費	27	40	85	0	2,135	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	1	3	0	16	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		備考	
	回線管理運営			その他	(再掲) メタル設備のみを 用いる加入者回線 に係る主配線盤		
	ATMデータ伝送		データ 伝送機能				
	端末回線 伝送機能						
①指定設備管理運営費	60	27	33	950	6,268	6,228	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	58	57	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	18	1,061	1,052	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	0	0	0	9	507	502	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	61	27	33	978	7,894	7,839	①+②+③+④

⑥正味固定資産	9	4	5	337	26,248	26,006	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	26	26	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	3	215	213	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	7	3	4	109	540	538	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	16	7	9	449	27,029	26,783	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1	0	1	25	1,517	1,503	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	4	449	445	
⑬減価償却費	1	0	1	72	1,409	1,389	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	91	91	

区分	端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)		指定設備 利用部門 スプリッタ (DSL)	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外分岐)			
①指定設備管理運営費	144,291	1,574	764	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1,715	20	4	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	31,403	362	65	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	14,992	173	31	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	192,401	2,129	864	①+②+③+④

⑥正味固定資産	786,014	9,066	1,568	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	786	9	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,445	74	13	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,587	60	65	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	799,832	9,209	1,648	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,898	517	93	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	19,610	87	30	
⑬減価償却費	68,910	976	203	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,074	34	9	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	393	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	16,544	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	1,980	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲19	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	16,544	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	1,815	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(e)の④に平成27年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	360	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	14	((a)の①+(b)の①)×(1+I X. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	392	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	14	(d)の①
③合計(百万円)	406	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	2,045	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	28,656	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	281	
③自己資本費用(円/回線・年)	5,154	
④利益対応税(円/回線・年)	2,460	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	36,551	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	3,046	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	9	平成27年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,777	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成27年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	278	(⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	3,027	⑥の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	3,305	⑨+⑩

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	189	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	90	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	151,952	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	86	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成27年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	157	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	122	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	188	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	122	(d)の①
③合計(百万円)	310	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	170	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	27	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	8	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	3,254	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	433	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成27年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	17	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	18	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	27	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	18	(d)の①
③合計(百万円)	45	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,152	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,129	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	2,175,307	Xの1の(95)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	82	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲515	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	2,175,307	区の1の(95)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	69	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(e)の④に平成27年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,801	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲187	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,113	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲187	(d)の①
③合計(百万円)	1,926	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	74	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 光分岐端末回路

a. 原価の算定(主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響考慮前)

区分	単芯区間				少芯区間	備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット			
①創設費(円/回線)	22,937	16,475	4,767	1,695	7,298	
②設備管理運営費(円/回線・年)	1,753	1,559	143	51	730	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(15,894円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.030)、少芯区間の保守運営費相当については除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.033)により算定した。
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,065	1,065	0	0	489	
③他人資本費用(円/回線・年)	17	17	0	0	8	
④自己資本費用(円/回線・年)	31	31	0	0	147	
⑤利益対応税(円/回線・年)	16	16	0	0	70	
⑥合計(円/回線・年)	1,817	1,623	143	51	955	②+③+④+⑤

区分	電柱			備考
	単芯区間	少芯区間		
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	6,821	5,645	1,176	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間及び少芯区間の創設費の合計(30,239円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.2256)を乗じて算定した。 ・保守運営費相当については除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.033)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	518	429	90	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	293	243	51	
③他人資本費用(円/回線・年)	8	7	1	
④自己資本費用(円/回線・年)	151	125	26	
⑤利益対応税(円/回線・年)	72	60	12	
⑥合計(円/回線・年)	749	621	129	②+③+④+⑤

b. 原価の算定(主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響考慮後)

区分	単芯区間				少芯区間	備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット			
①創設費(円/回線)	22,937	16,475	4,767	1,695	7,298	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(15,894円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.053)、少芯区間の保守運営費相当については除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.057)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	2,281	1,938	253	90	905	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,065	1,065	0	0	489	
③他人資本費用(円/回線・年)	17	17	0	0	8	
④自己資本費用(円/回線・年)	32	32	0	0	148	
⑤利益対応税(円/回線・年)	15	15	0	0	64	
⑥合計(円/回線・年)	2,345	2,002	253	90	1,125	②+③+④+⑤

区分	電柱			備考
	単芯区間	少芯区間		
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	12,705	10,514	2,191	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、平成27年度実績の引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額(117,003百万円)を平成27年度実績の引込線数(9,209,466回線)で除して算定した。 ・保守運営費相当については除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.057)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	1,270	1,051	219	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	546	452	94	
③他人資本費用(円/回線・年)	15	13	3	
④自己資本費用(円/回線・年)	283	234	49	
⑤利益対応税(円/回線・年)	122	101	21	
⑥合計(円/回線・年)	1,690	1,399	292	②+③+④+⑤

c. 原価

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,521	aの⑥単芯区間+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲213	平成27年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,336	平成27年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲28	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)−③
⑤費用計(円/回線・年)	5,160	bの⑥単芯区間+⑥少芯区間+⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	428	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,470	aの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲201	平成27年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,288	平成27年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲19	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)−③
⑤費用計(円/回線・年)	5,075	bの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥少芯区間+⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	421	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,473	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(平成27年度実績(キャビネット設置:5.0%、引き渡し:95.0%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲195	平成27年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,300	平成27年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲22	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)−③
⑤費用計(円/回線・年)	5,075	(a)と(b)の⑤についてキャビネット設置率(平成27年度実績(キャビネット設置:5.0%、引き渡し:95.0%))で加重して算定
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	421	(④+⑤)÷12ヶ月

(d) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約款中最低利用期間の規定を準用する場合

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	955	aの⑥少芯区間
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲28	平成27年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	876	平成27年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	51	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	1,125	bの⑥少芯区間
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	98	(④+⑤)÷12ヶ月

(2) 料金の設定

① 基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	5,518	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 2芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	5,518	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 2芯式のものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	5,684	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)の イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
①OCU(円/回線・月)	2,045	Bの(e)の④
②主配線盤(円/回線・月)	162	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路(円/回線・月)	3,305	Cの①
④料金(円/回線・月)	5,512	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)の イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
①OCU(円/回線・月)	2,045	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤(円/回線・月)	162	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路(円/回線・月)	3,305	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金(円/回線・月)	5,512	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,759	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,759	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,842	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,759	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,759	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,842	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	74	74	74	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,258	2,138	1,816	平成29年度については1-1のウのdの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	158	155	145	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,490	2,367	2,035	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	74	74	74	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,258	2,138	1,816	平成29年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	158	155	145	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,490	2,367	2,035	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ(ア)イ以外のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	76	76	76	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,326	2,202	1,870	平成29年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	158	155	145	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,560	2,433	2,091	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(区(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成29年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	6,970	1,152	10,964
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	12,580	1,152	16,574
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	14,620	1,152	18,614
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	16,830	1,152	20,824
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	18,870	1,152	22,864
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	21,080	1,152	25,074
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	23,120	1,152	27,114
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	25,330	1,152	29,324
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	27,370	1,152	31,364
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	29,580	1,152	33,574
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	31,620	1,152	35,614
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	33,830	1,152	37,824
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	36,040	1,152	40,034
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	2,842	38,080	1,152	42,074

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄A欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	194	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	388	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	421	Gのc(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	421	Gのc(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	434	Gのc(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	428	Gのc(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	428	Gのc(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	441	Gのc(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料のイ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
 ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	421	Gのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	421	Gのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	434	Gのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	98	Gのcの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	98	Gのcの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	101	Gのcの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,490	2,367	2,035	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,490	2,367	2,035	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の③ ①②以外のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,560	2,433	2,091	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの

1-3. 光信号主端末回線(複数段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,490	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	13.8%	別紙の(2)の③
③割引額	344	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,146	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.07%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	351	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	351	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,490	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	13.8%	別紙の(2)の③
③割引額	344	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,146	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.07%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	351	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	351	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,560	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ2のもの
②割引率	13.8%	別紙の(2)の③
③割引額	353	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,207	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により1芯にて伝送を行う機能のうち、アイ以外のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により1芯にて伝送を行う機能のうち、アイ以外のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.07%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	361	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	361	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,146	①基本料のaより

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	351	①基本料のcより

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,146	①基本料のdより

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	351	①基本料のfより

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,207	①基本料のgより

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	361	①基本料のiより

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成29年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,575	平成29年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能の「イ」以外のものの(イ) 当社の局内スイッチを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,490	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	421	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の「ア」 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	54	平成29年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの)のイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.2	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成29年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	2,739	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	19,920	(1)の②×8
③割引率 (%)	13.8%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,211,498 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	2,304 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0010 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

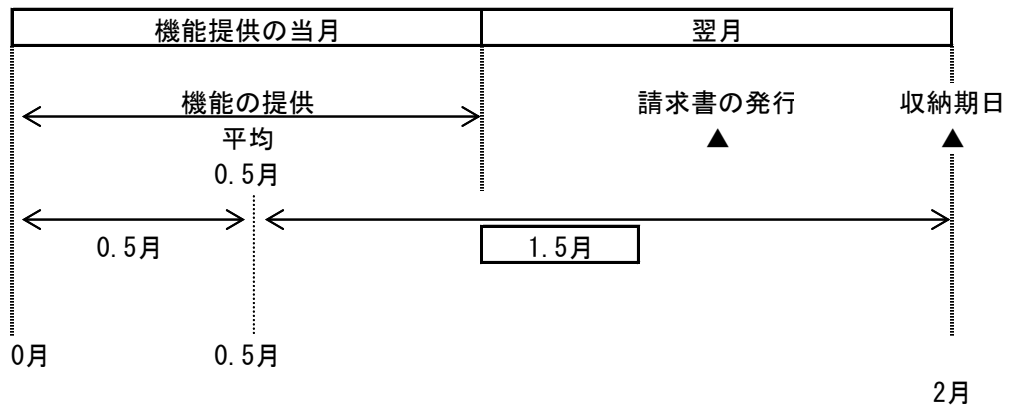
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,691,129 (A)
貯蔵品 (※)	22,200 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0082 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H27) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)			
電気通信事業 固定資産 2,691,129	有利子負債 465,772 (0.135)	③ 圧縮後の資本構成比 →	H27稼働 電気通信事業固定資産 2,691,129	有利子負債 465,772 (0.165)	退職給付引当金 158,370 (0.056)	↑ 負債		
	その他の負債 556,338 (0.161)							
	退職給付引当金 234,269 (0.068)							
流動資産等 768,237	自己資本 2,202,988 (0.637)	② 流動資産の 圧縮 ▲632,237	貯蔵品(月平均) 22,200	自己資本 2,202,988 (0.779)		↓ 資本		
		① 流動資産の理論値と 実績の差 136,000-768,237=▲632,237	投資等 3,182					
計	3,459,367		計	2,827,130	計	2,827,130		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{465,772 + 158,370}{\text{負債}} \div \frac{2,827,130}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.221}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{465,772}{\text{有利子負債}} \div \frac{465,772 + 158,370}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.746}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.746}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.254}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.221}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.779}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成27年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.07\%}$$

(単位：%)

年度	27
区分	
他人資本利率	1.07

(注)借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{0.68\%}$$

(単位：%)

年度	23	24	25	26	27	平均
区分						
他人資本利率	1.08	0.81	0.69	0.49	0.32	0.68

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.07\% \times 0.746 + 0.68\% \times 0.254 = \boxed{0.97\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)		
	25	26	27	3年平均		
①主要企業の自己資本利益率(注1)	8.19	8.16	<u>7.86</u>	—		
β値の適用	○	○	○	—		
②リスクフリーレート(注2)	0.69	0.49	0.32	—		
①-②	7.50	7.67	7.54	—		
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		5.19	5.09	4.84	<u>5.04</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタルメディア局の総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成27年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	23	24	25	26	27	
主要企業の自己資本利益率	3.39	3.76	8.19	8.16	7.86	<u>6.27</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタルメディア局の総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成27年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 5.04%

Ⅷ.利益対応税率の算定 (調整額算定時の原価算定に用いるH27年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 47.28%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を x_2 とする。 ($x_2 = x_1 \times 0.935$)

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.031$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.935)) \times 0.031 \quad \Rightarrow \quad x_1 = \frac{0.031}{1+0.060} \times y$$

$$= \underline{0.0292 y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.935$$

$$= 0.0292 y \times 0.935$$

$$= \underline{0.0273 y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.239$$

$$= (y - (0.0292 y + 0.0273 y)) \times 0.239$$

$$= \underline{0.2255 y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2255 y \times 0.032$$

$$= \underline{0.0072 y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2255 y \times 0.097$$

$$= \underline{0.0219 y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2255 y \times 0.044$$

$$= \underline{0.0099 y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3210 y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

利益対応税率 = $\frac{x}{z} = \frac{0.3210 y}{(1-0.3210) y} = \frac{0.3210 y}{0.6790 y} = 0.4728$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3210 y$
税引後利益 $z = (1-0.3210) y$

Ⅷ.利益対応税率の算定 (H29年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 42.82%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_1 とする。

②事業税実効税率
事業税額を x_1 とする。

$$\begin{aligned} x_1 &= (y - x_1) \times 0.036 \quad \Rightarrow \quad x_1 = \frac{0.036}{1+0.036} \times y \\ &= \underline{0.0347y} \end{aligned}$$

③法人税実効税率
法人税額を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.234 \\ &= (y - 0.0347y) \times 0.234 \\ &= \underline{0.2259y} \end{aligned}$$

④道府県民税実効税率
道府県民税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.010 \\ &= 0.2259y \times 0.010 \\ &= \underline{0.0023y} \end{aligned}$$

⑤市町村民税実効税率
市町村民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.060 \\ &= 0.2259y \times 0.060 \\ &= \underline{0.0136y} \end{aligned}$$

⑥地方法人税実効税率
地方法人税額を x_5 とする。

$$\begin{aligned} x_5 &= \text{法人税額} \times 0.103 \\ &= 0.2259y \times 0.103 \\ &= \underline{0.0233y} \end{aligned}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率
利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 \\ &= \underline{0.2998y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.2998y}{(1-0.2998)y} = \frac{0.2998y}{0.7002y} = 0.4282$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.2998y$
税引後利益 $z = (1-0.2998)y$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	629,968	1	1.00	629,968
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,650,412	1	1.00	12,650,412
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	291,680	1	1.03	300,430
(4) 4線式	15,242	2	1.03	31,399
(5) メタルサービス小計	13,587,302	-	-	13,612,209
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,872	1	1.00	18,872
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	3,070,174	1	1.00	3,070,174
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	620,271	1	1.03	638,879
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1	2	1.00	2
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	15,946	2	1.00	31,892
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,771	2	1.03	5,708
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	3,728,035	-	-	3,765,527
(14) 計 ((5)+(13))	17,315,337	-	-	17,377,736
(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,728,035	-	1.00	3,746,753

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数				
(15) メタルサービス・2線式	2,540,042			
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	879,053			
(17) 光サービス	3,712,228			
(18) 計 ((15)+(17))	6,252,270			

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	971,053
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	12,641,156
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	13,612,209
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	1,661,448
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	11,950,761
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	13,612,209

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	629,968	1	1.00	629,968
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,650,412	1	1.00	12,650,412
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	291,680	1	1.03	300,430
(28) 4線式	15,242	2	1.03	31,399
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	31,568	1	1.00	31,568
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	1,336,330	1	1.00	1,336,330
(31) メタルサービス小計	14,955,200	-	-	14,980,107
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,872	1	1.00	18,872
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	3,070,174	1	1.00	3,070,174
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	620,271	1	1.03	638,879
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	599	2	1.00	1,198
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	15,946	2	1.00	31,892
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,771	2	1.03	5,708
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	3,728,633	-	-	3,766,723
(40) 計 ((31)+(39))	18,683,833	-	-	18,746,830
(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,728,633	-	1.00	3,747,949

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	971,053
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	14,009,054
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	14,980,107
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	1,661,448
(45) 追加MDF	-	-	-	1,367,898
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	11,950,761
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	14,980,107

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,364,739	1	1.00	1,364,739
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	40,220	1	1.00	40,220
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	16,544	1	1.00	16,544
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,381,283	-	-	1,381,283

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	11,504,378
(55) (再) PHS基地局回線	0
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	918,126
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,548,961
(58) 光ファイバ・相互接続回線	1,563,095
(59) 上記以外の回線数	10,776,169
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	26,310,729
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	4,030,182
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	3,112,056

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	12,616,939
(64) DSL回線故障対応機能契約数	400,913
(65) 計 ((63)+(64))	13,017,852

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話(下記以外)	42,682
(66-2) アナログ公衆電話(特設公衆電話)	28,171
(67-1) デジタル公衆電話(下記以外)	41,115
(67-2) デジタル公衆電話(特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	111,968
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数(加入電話・アナログ公衆電話)	10,234,168
(70) デジタル回線数(INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,364,738
(71) 計 ((69)+(70))	11,598,906

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼働回線数
(72) 計	400,913

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	2,840	41	116,440
(74) 6 Mb/s	232	74	17,168
(75) 9 Mb/s	44	86	3,784
(76) 12 Mb/s	124	99	12,276
(77) 15 Mb/s	2	111	222
(78) 18 Mb/s	1	124	124
(79) 21 Mb/s	2	136	272
(80) 24 Mb/s	3	149	447
(81) 27 Mb/s	0	161	0
(82) 30 Mb/s	0	174	0
(83) 33 Mb/s	2	186	372
(84) 36 Mb/s	1	199	199
(85) 39 Mb/s	2	212	424
(86) 42 Mb/s	1	224	224
(87) 計	3,254	-	151,952

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	820,283	1	1.00	820,283
(90) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	4,878	1	1.03	5,024
(91) 1Gbit/sタイプ 小計	825,161	-	-	825,307

・局外スプリッタ算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-1 (注1)	17	1	1.00	17
(93) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-2 (注2)	2,159,805	1	1.00	2,159,805
(94) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ2 (注3)	15,034	1	1.03	15,485
(95) 局外スプリッタ(8分岐)小計	2,174,856	-	-	2,175,307

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(96) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(97) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	70,749	1	1.00	70,749
(98) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	135	1	1.03	139
(99) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	70,884	-	-	70,888
(100) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(101) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-2（注2）	9,132	1	1.00	9,132
(102) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ2（注3）	2,029	1	1.03	2,090
(103) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）小計	11,161	-	-	11,222
(104) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(105) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-2（注2）	335,418	1	1.00	335,418
(106) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ2（注3）	0	1	1.03	0
(107) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）小計	335,418	-	-	335,418

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局内スプリッタ				
(108) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(109) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	643,747	1	1.00	643,747
(110) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	4,220	1	1.03	4,347
(111) 局内スプリッタ（4分岐）小計	647,967	-	-	648,094
(112) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(113) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,039	1	1.00	1,039
(114) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	574	1	1.03	591
(115) 局内スプリッタ（8分岐）小計	1,613	-	-	1,630

・特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(116) ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	4,829
(117) ISDN一次群速度1-ザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	21,014
(118) 計 (116)+(117)	25,843

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(119) 特別帯域透過端末回線 ・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.408
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.592
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	9.8
b. その他のコストの割合	90.2
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(②a \times ①b + ②b) / (②a \times ①a + ②b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(②a \times ①c + ②b) / (②a \times ①a + ②b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.948
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.970
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.422
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.0
b. その他のコストの割合	93.0
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(②a \times ①a + ②b) / ②c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(②a \times ①b + ②b) / ②c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(②a \times ①c + ②b) / ②c$

3. 1, 2以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.948
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.970
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.422
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.0
b. その他のコストの割合	93.0
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H27	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	162,695	H27年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備の			メタル主配線盤	局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備の加入者回線に係る主配線盤
			局外RTに收容されている加入者回線(※)	みを用いる加入者回線	(再掲)試験受付			
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	95,016	3,089	91,927	5,615	2,581	5	2,576
共通費	・施設保全費支出額比	5,066	173	4,893	140	773	5	767
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	9,529	332	9,197	446	647	4	643
試験研究費	・取得資産額比	2,050	124	1,926	1	67	1	66
通信設備使用料	・取得資産額比	8	1	7	2	1	0	1
租税公課	・正味資産額比	20,597	1,366	19,230	10	449	4	445
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	35,793	2,270	33,523	37	1,409	20	1,389
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	10,098	543	9,555	16	341	2	339
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	3,173	180	2,993	8	91	0	91
合計	—————	178,156	7,898	170,258	6,268	6,268	40	6,228

(※) 收容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線			メタル主配線盤				
		局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤			
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
		正味価額	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	1,530	43	1,486	1,486	49,984	455	49,530
		減価償却累計額	1,391	39	1,351	1,351	46,569	404	46,165
		正味価額	139	4	135	135	3,415	50	3,365
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	898	0	898	0	0	0	0	
	減価償却累計額	784	0	784	0	0	0	0	
	正味価額	114	0	114	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	456	0	456	0	0	0	0	
	減価償却累計額	433	0	433	0	0	0	0	
	正味価額	22	0	22	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	2,098	137	1,962	602	89	0	89	
	減価償却累計額	1,642	107	1,535	471	70	0	70	
	正味価額	456	30	427	131	19	0	19	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	2,161	157	2,004	0	51	0	51	
	減価償却累計額	1,238	90	1,148	0	29	0	29	
	正味価額	924	67	857	0	22	0	22	
空中線設備	取得価額	20	0	20	0	0	0	0	
	減価償却累計額	19	0	19	0	0	0	0	
	正味価額	1	0	1	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,223,589	78,720	2,144,869	0	0	0	
		減価償却累計額	1,921,563	63,066	1,858,497	0	0	0	
		正味価額	302,027	15,654	286,372	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0		
	正味価額	0	0	0	0	0	0		
土木設備	取得価額	1,479,357	107,525	1,371,833	0	0	0		
	減価償却累計額	1,199,254	87,165	1,112,089	0	0	0		
	正味価額	280,103	20,360	259,743	0	0	0		
海底線設備	取得価額	41	0	41	0	0	0		
	減価償却累計額	29	0	29	0	0	0		
	正味価額	11	0	11	0	0	0		
建物	取得価額	72,700	2,650	70,049	42	54,973	467	54,507	
	減価償却累計額	52,701	1,919	50,781	30	39,833	338	39,495	
	正味価額	19,999	731	19,268	11	15,141	129	15,012	
構築物	取得価額	5,365	196	5,169	3	4,172	35	4,136	
	減価償却累計額	4,242	155	4,087	2	3,298	28	3,270	
	正味価額	1,123	41	1,082	1	873	7	866	
機械及び装置	取得価額	3,401	158	3,244	2	90	0	89	
	減価償却累計額	2,528	116	2,412	1	71	0	70	
	正味価額	873	42	832	0	19	0	19	
車両及び船舶	取得価額	292	8	284	0	6	0	6	
	減価償却累計額	222	6	216	0	4	0	4	
	正味価額	70	2	68	0	1	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	13,825	545	13,280	8	638	3	635	
	減価償却累計額	10,035	391	9,643	6	476	2	474	
	正味価額	3,790	153	3,637	2	162	1	161	
リース資産	取得価額	201	7	194	0	5	0	5	
	減価償却累計額	129	4	125	0	3	0	3	
	正味価額	72	3	69	0	2	0	2	
土地	取得価額	12,833	451	12,382	7	6,247	52	6,194	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	12,833	451	12,382	7	6,247	52	6,194	
建設仮勘定	取得価額	6,930	430	6,500	4	41	1	41	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	6,930	430	6,500	4	41	1	41	
無形固定資産	取得価額	88,797	5,882	82,915	49	814	6	808	
	減価償却累計額	73,050	4,994	68,056	40	508	4	504	
	正味価額	15,748	889	14,859	9	306	2	304	
合計	取得価額	3,914,495	196,909	3,717,586	2,203	117,110	1,019	116,091	
	減価償却累計額	3,269,259	158,053	3,111,206	1,903	90,861	777	90,085	
	正味価額	645,236	38,856	606,379	301	26,248	242	26,006	

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
営業費	-	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0.000
運用費	-	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	91,927	31,404	8,822	60,523	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	4,893	1,672	470	3,222	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	9,197	3,142	883	6,055	0.000
試験研究費	・取得資産額比	1,926	543	319	1,383	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	7	0	0	7	0.000
租税公課	・正味資産額比	19,230	11,905	8,927	7,325	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	33,523	14,542	10,905	18,980	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	9,555	4,215	3,161	5,340	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,993	1,371	1,028	1,622	0.000
合計	—————	170,258	67,423	33,486	102,835	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
				(再掲)土木設備			
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	市内電話機械設備	取得価額	1,486	754	443	732	0.000
		減価償却累計額	1,351	686	403	666	0.000
		正味価額	135	68	40	66	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	898	0	0	898	0.000	
	減価償却累計額	784	0	0	784	0.000	
	正味価額	114	0	0	114	0.000	
無線機械設備	取得価額	456	0	0	456	0.000	
	減価償却累計額	433	0	0	433	0.000	
	正味価額	22	0	0	22	0.000	
電力設備	取得価額	1,962	730	428	1,232	0.000	
	減価償却累計額	1,535	571	335	964	0.000	
	正味価額	427	158	93	268	0.000	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	2,004	2,002	1,176	2	0.000	
	減価償却累計額	1,148	1,147	673	1	0.000	
	正味価額	857	856	503	1	0.000	
空中線設備	取得価額	20	0	0	20	0.000	
	減価償却累計額	19	0	0	19	0.000	
	正味価額	1	0	0	1	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,144,869	964,590	0	1,180,279	0.000
		減価償却累計額	1,858,497	885,989	0	972,508	0.000
		正味価額	286,372	78,601	0	207,771	0.000
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,371,833	1,371,833	1,371,833	0	0.000	
	減価償却累計額	1,112,089	1,112,089	1,112,089	0	0.000	
	正味価額	259,743	259,743	259,743	0	0.000	
海底線設備	取得価額	41	41	0	0	0.000	
	減価償却累計額	29	29	0	0	0.000	
	正味価額	11	11	0	0	0.000	
建物	取得価額	70,049	36,270	21,296	33,779	0.000	
	減価償却累計額	50,781	26,302	15,443	24,480	0.000	
	正味価額	19,268	9,969	5,853	9,299	0.000	
構築物	取得価額	5,169	2,663	1,564	2,506	0.000	
	減価償却累計額	4,087	2,106	1,236	1,981	0.000	
	正味価額	1,082	558	327	525	0.000	
機械及び装置	取得価額	3,244	2,116	1,243	1,127	0.000	
	減価償却累計額	2,412	1,572	923	840	0.000	
	正味価額	832	544	320	287	0.000	
車両及び船舶	取得価額	284	203	119	82	0.000	
	減価償却累計額	216	154	91	62	0.000	
	正味価額	68	48	28	20	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	13,280	7,284	4,276	5,997	0.000	
	減価償却累計額	9,643	5,344	3,138	4,299	0.000	
	正味価額	3,637	1,939	1,139	1,698	0.000	
リース資産	取得価額	194	121	71	72	0.000	
	減価償却累計額	125	80	47	45	0.000	
	正味価額	69	42	24	27	0.000	
土地	取得価額	12,382	6,830	4,010	5,551	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	12,382	6,830	4,010	5,551	0.000	
建設仮勘定	取得価額	6,500	4,044	2,374	2,456	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	6,500	4,044	2,374	2,456	0.000	
無形固定資産	取得価額	82,915	76,461	44,893	6,454	0.000	
	減価償却累計額	68,056	64,478	37,857	3,578	0.000	
	正味価額	14,859	11,983	7,036	2,876	0.000	
合計	取得価額	3,717,586	2,475,943	1,453,727	1,241,643	0.000	
	減価償却累計額	3,111,206	2,100,547	1,172,235	1,010,660	0.000	
	正味価額	606,379	375,397	281,491	230,983	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別固定資産明細表
(平成27年度連続会計をもとに算定)

(参考2)

(単位:百万円)

設備区分	取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額		計
	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	
第一種固定資産	4,000,002	15,172	4,004,080	22,338	0	0	0	0	0	0	0	0	23,213
市庁舎設備	3,256,015	14,934	3,243,081	11,910	0	0	0	0	0	0	0	0	20,524
橋	822,947	739	821,305	30,027	0	0	0	0	0	0	0	0	34,888
道路	62,004	4,200	57,364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市庁舎設備	58,953	4,082	54,871	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木設備	3,118,616	27,467	3,091,118	1,479,337	0	0	0	0	0	0	0	0	2,517
橋	2,325,405	22,338	2,306,970	1,982,254	0	0	0	0	0	0	0	0	3,172,664
土木設備	593,209	4,369	594,949	280,113	0	0	0	0	0	0	0	0	593,400
土木設備	2,31	531	6,868	29	0	0	0	0	0	0	0	0	6,818
土木設備	6,551	467	5,884	29	0	0	0	0	0	0	0	0	7,192
土木設備	860	64	818	11	0	0	0	0	0	0	0	0	898
土木設備	889,262	138,147	751,279	81,826	14	15	7,888,91	36,373	46,181	30,747	14	15	7,888,91
土木設備	64,463	102,371	545,905	59,230	4,443	54,871	30,339	22,264	10	11	202,459	0	1,177
土木設備	244,042	37,370	206,172	22,509	1,897	20,819	15,141	12,730	8,463	4	5	14,422	0
土木設備	54,933	10,900	54,835	6,152	3,860	4,172	3,436	2,837	1	2	2,924	0	3,222
土木設備	1,892	43,435	3,765	341	4,412	3,288	2,719	1,847	1	1	1,608	0	86
土木設備	1,022	356	1,022	308	9	297	6	4	0	0	0	0	67
土木設備	336	92	244	73	2	71	22	0	0	0	0	0	18
土木設備	6,824	12,951	53,770	18,439	4,429	14,009	639	10,133	189	11	12	27,244	0
土木設備	41,292	8,778	38,848	13,255	3,088	10,168	676	7,145	135	9	9,211	0	63
土木設備	19,424	3,272	5,184	1,241	3,840	162	2,888	551	3	3	3,533	0	18
土木設備	842	158	687	237	34	203	5	114	2	0	123	0	10
土木設備	551	108	442	150	131	3	69	0	0	0	79	0	60
土木設備	292	47	245	87	15	72	2	46	1	0	45	0	137
土木設備	1,114	17,138	94,011	14,913	1,326	13,888	6,247	7,112	3,446	2	2	32,331	0
土木設備	1,114	17,138	94,011	14,913	1,326	13,888	6,247	7,112	3,446	2	2	32,331	0
土木設備	2,016	1,123	19,883	8,849	0	6,860	41	8,797	42	19	21	2,033	0
土木設備	2,016	1,123	19,883	8,849	0	6,860	41	8,797	42	19	21	2,033	0
土木設備	2,016	1,123	19,883	8,849	0	6,860	41	8,797	42	19	21	2,033	0
土木設備	343,463	73,764	269,889	10,423	15,311	89,312	914	46,604	390	294	394	49,935	0
土木設備	282,430	65,043	217,285	8,185	8,362	75,463	568	38,348	284	174	182	41,283	0
土木設備	61,045	8,721	52,294	2,238	7,000	15,849	306	11,042	116	120	131	8,723	0
土木設備	1,256,874	279,538	1,026,805	302,246	28,108	332,138	67,088	13,957	174,636	7	17	110,239	0
土木設備	905,470	208,116	8,945,905	3,003,92	16,311	32,693	90,861	21,096	51,137	11,426	11,438	1,468,406	0
土木設備	221,468	73,922	2,040,375	660,145	11,397	442,362	76,034	15,961	1,241	2,350	2,023	0	85

(参考3)

設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成27年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	O C U	(加入者収容装置 —ATMデータ伝送—)	回線管理運営
営業費	20,207	0	0	0	20,207
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	98,009	95,016	428	104	2,461
共通費	6,084	5,066	56	9	953
管理費	11,403	9,529	75	9	1,789
試験研究費	2,119	2,050	64	5	0
通信設備使用料	20	8	10	2	0
租税公課	20,797	20,597	39	5	156
減価償却費	38,782	35,793	407	33	2,549
固定資産除却費	10,198	10,098	57	3	40
(再)除却損	3,224	3,173	25	1	24
合計	207,619	178,156	1,136	170	28,156

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成27年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	O C U	(加入者収容装置(A T Mデータ伝送))	回線管理運営
費用の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	10,391	1,530	8,859	2
		減価償却累計額	9,165	1,391	7,772	2
		正味価額	1,226	139	1,087	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	3,510	898	1,385	1,228	
	減価償却累計額	3,235	784	1,289	1,162	
	正味価額	275	114	96	65	
無線機械設備	取得価額	456	456	0	0	
	減価償却累計額	433	433	0	0	
	正味価額	22	22	0	0	
電力設備	取得価額	3,941	2,098	1,604	239	
	減価償却累計額	3,084	1,642	1,255	187	
	正味価額	857	456	348	52	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	2,176	2,161	13	2	
	減価償却累計額	1,246	1,238	8	1	
	正味価額	930	924	6	1	
空中線設備	取得価額	20	20	0	0	
	減価償却累計額	19	19	0	0	
	正味価額	1	1	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,223,589	2,223,589	0	0
		減価償却累計額	1,921,563	1,921,563	0	0
		正味価額	302,027	302,027	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備	取得価額	1,479,357	1,479,357	0	0	
	減価償却累計額	1,199,254	1,199,254	0	0	
	正味価額	280,103	280,103	0	0	
海底線設備	取得価額	41	41	0	0	
	減価償却累計額	29	29	0	0	
	正味価額	11	11	0	0	
建物	取得価額	81,826	72,700	2,621	376	
	減価償却累計額	59,320	52,701	1,903	273	
	正味価額	22,506	19,999	717	103	
構築物	取得価額	6,012	5,365	188	27	
	減価償却累計額	4,753	4,242	149	21	
	正味価額	1,259	1,123	39	6	
機械及び装置	取得価額	3,560	3,401	17	3	
	減価償却累計額	2,657	2,528	13	3	
	正味価額	904	873	4	1	
車両及び船舶	取得価額	306	292	1	3	
	減価償却累計額	233	222	1	3	
	正味価額	73	70	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	18,438	13,825	156	28	
	減価償却累計額	13,255	10,035	113	21	
	正味価額	5,184	3,790	43	7	
リース資産	取得価額	237	201	1	1	
	減価償却累計額	150	129	1	1	
	正味価額	87	72	0	0	
土地	取得価額	14,913	12,833	309	46	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	14,913	12,833	309	46	
建設仮勘定	取得価額	6,950	6,930	18	1	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	6,950	6,930	18	1	
無形固定資産	取得価額	104,523	88,797	478	37	
	減価償却累計額	81,685	73,050	409	24	
	正味価額	22,838	15,748	68	13	
合計	取得価額	3,960,246	3,914,495	15,650	1,993	
	減価償却累計額	3,300,082	3,269,259	12,914	1,697	
	正味価額	660,165	645,236	2,736	296	